

## 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の活動が始まりました

小学生の放課後活動を支える放課後児童クラブと放課後子ども教室がそれぞれ始まりました。

放課後児童クラブ(小野新町小)の入所式が4月6日に行われました。昼間、保護者の皆さんが仕事などで不在となるご家庭の児童を対象に、遊びを主としてさまざまな活動を行います。

また放課後子ども教室(夏井一小・飯豊小)では、4月5日に教室で見守りをさせていただき地域の方々に委嘱状が交付され、4月7日から両校の児童とともに元気に活動しています。

一年間、各クラブや教室では、異なる学年の友達とも交流し、いろいろな遊びや体験を通し活動の幅を広げていきます。



1



2

1\_入所式に参加された皆さん/  
2\_委嘱状交付式の様子

## 臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか？

### 申請期限は5月31日(水)まで！

「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請期限は5月31日(水)までとなっています。期限を過ぎると申請できませんので、まだ申請がお済みでない方は早めに申請をしてください。

対象者と見込まれる方には、2月下旬に申請書をお送りしていますが、対象となるにもかかわらず申請書が届いていない場合は、健康福祉課までお問い合わせください。

#### ◆支給対象者

- ・「平成28年度臨時福祉給付金」支給対象の方
- ・平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない方

※ただし課税者の扶養に入っている方、生活保護の受給者の方などは対象外となります。

#### ◆支給額

対象者1人につき1万5千円

#### ◆申請窓口および申請時間

健康福祉課 ☎72-6934

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※平成28年1月1日時点(基準日)で住民登録されていた市町村での申請となりますのでご注意ください。(申請期間は市町村によって異なります)

#### ◆振り込め詐欺にご注意ください

この給付金受給のために町から手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

給付金を口実とした不審な電話があった際には、最寄りの警察署へご連絡ください。

ただし申請後に申請書などの内容に不備があったときは、役場から電話連絡をしますので、その際にご協力ください。